

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長野市	25 更北地区	令和3年3月16日	令和5年3月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	409.70 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	283.50 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	185.12 ha
i うち後継者未定(目処はついている)の農業者の耕作面積の合計	76.29 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	108.83 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	31.28 ha

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が課題である。 ・田や畑が混在しており、営農の効率化と農地の有効活用を図るには、できる範囲で少しずつ作物を集約することや区画整理・農業用施設の整備などの営農条件を整備することが必要である。 ・台風による洪水で冠水した河川敷の農地を中心に貸出希望が増えており、堤外農地の今後の活用について検討が必要である。 ・地域農業の継続には、専業農家のみならず兼業農家を含めた多様な農業者に対する総合的な営農支援が必要である。 ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

※ 地区の話し合いにおいて出された意見を基に「地区の課題」を作成

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

<p>更北地区の農地利用については、現在の耕作者が営農を継続することを基本とし、将来的には、中心経営体の中から実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。</p>

※ 現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数： 34人

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>○河川敷農地の利活用に関する取組方針 台風等による大雨で河川が氾濫した際に冠水被害を受けやすい河川敷の農地について、作付け方針も含めた農地の利活用について検討する。</p>
<p>○基盤整備事業に関する取組方針 農業の生産効率を向上するため狭小農地の集積・集約化を図るとともに、農道、用排水路及びかん水施設の整備など農地の条件整備について検討する。</p>
<p>○コスト削減に関する取組方針 農作業全般における効率化(消毒作業における消毒槽の設置や作業の受委託制度など)を図り、コスト削減に繋げるための取組みについて検討する。</p>
<p>○営農規模拡大に向けた労働力の確保に関する取組方針 長野市農業公社が提供しているお手伝いさん事業の活用も含め、繁忙期の農作業の手伝いや、営農規模拡大を目指す農家や新規就農者を支援するための労働力の確保について検討する。</p>
<p>○新規就農者の受入れに関する取組方針 新規就農者の受入れの拡大を図るため、農地の幹旋や営農指導などの農業支援に関する情報や、生活の利便性、空き家情報といった地域の魅力と定住に関する情報の発信について検討する。</p>
<p>○集落営農組織の設立に関する取組方針 地域の農地利用の一端を担っていける組織として、集落営農組織の設立について検討する。</p>

※ 「2 地区の課題」を解決するため、及び「3 中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針」を促進するために必要と思われる地区の取組みについて記載